

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南島原市

### 2 構造改革特別区域の名称

おいしい南島原ワイン・リキュール特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

南島原市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置及び地勢

本市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、東経 130 度 17 分、北緯 32 度 39 分にあり、面積は 170.11 平方キロメートルで、そのうちの約 35 パーセントが山林である。北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海を挟んで熊本県天草地域に面している。

地勢は、1,000 メートルを超える雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地を有し、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持っている。また、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されており、雄大な山々と美しい海を併せ持った風光明媚な地域である。

#### (2) 気候

温暖な気候と農作物の栽培に適度な降水量があり、日照時間も 1,979 時間と県内トップクラスで、平成 29 年から令和 3 年の 5 年間の年間平均降水量は、1,958 ミリ、年間平均気温は 17.4 度である。

(口之津観測点／気象庁)

#### (3) 人口

本市の人口は、令和 2 年国勢調査によると 42,330 人であり、平成 27 年同調査の 46,535 人から 4,205 人（対前回調査比 9.0%）減少している。

年齢別に見ると、令和 2 年の 15 歳未満人口は 4,735 人、15～64 歳は 20,479 人、65 歳以上は 17,116 人であり、平成 27 年と比較すると 15 歳未満が 741 人の減少、15～64 歳が 3,639 人の減少、65 歳以上が 250 人の増加となっており、少子高齢化が進んでいる。

#### (4) 産業

令和 2 年国勢調査による労働力人口は、21,930 人であり、平成 27 年同調査に比べ 1,586 人（対前回調査比 6.7%）減となっている。産業別割合は、第 1 次産業は 22.5%、

第2次産業 18.1%、第3次産業 59.4%である。

産業大分類別就業者は農業、林業が全体の 20.5%、次いで医療・福祉が 18.5%、卸売・小売業が 13.0%である。

農業については、令和2年農林業センサスによる農業経営体数は1,570戸であり、平成27年調査に比べ419戸（対前回調査比21%）減となっている。少子高齢化の影響による農業の担い手・後継者の減少、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物被害の拡大など、取り巻く環境は厳しいものがあるものの、農業者の不断の努力によって農業産出額は240.2億円であり、全国の市町村の中において、49位（県内2位）に位置している。

主な農産物は、いちご（県内2位・全国5位）、馬鈴薯（県内2位・全国6位）、玉葱（県内1位・全国13位）、メロン（県内1位・全国22位）、トマト（県内1位・全国25位）、スイカ（県内3位・全国60位）をはじめとした野菜類や、みかん（県内6位・全国49位）、桃（県内1位・全国70位）、ビワ（県内3位・全国21位）のほか、梨（県内1位）、ぶどう（県内2位）等の果物類など、多種多様な農産物が栽培されている。

（令和2年市町村別農業産出額〔農林水産省大臣官房統計部〕令和4年3月31日記載）

本市としては、今後も引き続き、南島原市農業基本計画（第三次計画）に則り、強い経営力をもった経営体の育成、先導的農業者の創出を目指し支援を行っているところである。

#### （5） 規制の特例措置を講じる必要性

本市の基幹産業は農業であり、いちご、馬鈴薯、玉葱、トマト、みかん、ぶどうなど多種多様な農産物が生産され、県内有数の農業産出額を誇っている。

特に、みかん、ぼんかん、不知火、はるか、ぶどう、梨、桃、トマトは、「おいしい南島原ブランド認定品」として本市の推奨品に認定しており、みかん、梨、桃、トマト、いちご、メロン、びわ、中晩柑、スイカについては、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく長崎県の「地域産業資源」に指定されているほか、みかん、不知火、トマト、いちご、びわについては、長崎県の多彩な農林水産物の中から選定された22品目の重点PR商品に登録されている。これらの農産物は本市の産地生産基盤を支える重要品目であることから、地域の特産品として位置づけ認知度向上や販路拡大を支援する施策に取り組んでいる。

しかしながら、生産者の高齢化や担い手不足などに加え、農業資材費や燃料の高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増してきている。こうした課題に対応していくためには、高品質な農産物の生産はもとより、規格外品等を活用した付加価値のある加工品の製造や販売等、6次産業化に向けた取り組みを行い農家の所得向上を図っていく必要がある。

また、本市の観光客数・観光消費額は、世界遺産に「原城跡」が登録された2018年

(平成 30 年) をピークに、新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく減少している。特に観光消費額は、長崎県内 13 市のうち最下位であり、観光客一人当たりの消費額を同じ島原半島内にある近隣市と比較すると大きな差がある。そのため、地域資源を磨き上げた新たなコンテンツを創出するとともに、本市が平成 21 年度から実施している農林漁業体験民泊事業と連携することで、宿泊客数の増加に繋げ、観光消費額の増加を図る必要がある。

これらのことから、今回、規制の特例措置を活用し、本市で収穫される多種多様な果実等を原料とした果実酒(ワイン)製造やリキュール製造により、新たな地域ブランドを創出し、地域経済の活性化を図る。また特例措置により、市内に数多く存在する小規模経営体が事業に参入しやすい環境を整えることで、経営規模を問わず積極的に 6 次産業化に取り組む事業者の支援が可能となることから、小規模農家の所得向上が期待される。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、平成 22 年 3 月に南島原どぶろく特区(特区認定第 25 号)を取得し、「どぶろく」を特産品として加えることで、農林漁業体験民泊の魅力向上につなげてきたところである。その結果、平成 22 年度 210 人だった受け入れ人数が、平成 30 年度には 12,881 人までに増加し、都市と農村の交流の促進が進んでいる。

一方、農業については、積極的な農業振興を通じて地域経済の活性化を推し進めてきたところではあるが、近年の異常気象や有害鳥獣による農作物被害の増加をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響などによる農産物の価格低迷、農業資材の高騰が続いており、農業分野を取り巻く環境はより厳しい状況にあり、担い手不足や耕作放棄地の増加に拍車がかかることが懸念される。

今回、規制の特例措置を活用することで、生産者や事業者が地域で収穫される果実等を原料とした果実酒(ワイン)やリキュール製造への参入を促し、新たな地域ブランドを創出することで、コロナ禍で低迷した地域経済を再び活性化させる起爆剤となることが期待される。

加えて、市内で生産された果実等を利用した加工品を製造することで、商品の高付加価値化を図るとともに、規格外品としてこれまで廃棄されていた果実等の有効利用が進み、農業所得の向上や新規就農者の増加により、農業の活性化及び農業経営の安定化を図ることが見込まれる。

さらに、観光については、本市で収穫される多種多様な果実等を原料としたワインやリキュールが本市の新たなコンテンツとなる事で、観光客が本市へ足を運ぶきっかけの創出や滞在時間の延長を図るとともに、農林漁業体験民泊と連携した取組により、農産物の栽培や収穫体験、食事や宿泊を通じた交流人口の拡大を図ることで、観光客及び観光消費額の増加が見込まれる。また、都市と農村の交流を通じて、本市の魅力を再発見すること

により、地域の特色（歴史・農業・自然・特区）を生かした観光振興を更に磨きあげ、地域に暮らす人々が自信や誇り、郷土愛をもって生活できる環境を整えることが可能となる。

この他、地域ブランドの創出による本市の更なる地名度向上や農業振興のみならず地域全体の活性化が期待できることから、本特例措置を利用する意義は大きい。

また、本市として、本特例措置によるワイン及びリキュール製造後に、販路開拓のための商談会の開催、ブランド確立のための補助支援のほか、本市独自のブランド認定制度の活用、ふるさと納税返礼登録支援、酒類製造技術及び経営ノウハウ習得のための研修開催など、官民一体的な取り組みを推進することで、将来的な特産酒類製造免許取得者の増加を図る。

なお、本市の「おいしい南島原ブランド認定品」は、各品目の名称及びその生産者等を指定しており、その他の者が生産する品物は当該制度に該当しない。そのため、上記の研修時等において制度の周知及び製造状況等の確認を行い、本特例措置により製造されるワイン及びリキュールのブランド価値の維持に努める。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を利用することで、地域特産の果実等を使ったワイン及びリキュール製造への取り組みが容易となり、多くの生産者や事業者が参入することが期待される。また、地域資源を活用した新たな付加価値を持った商品を生み出すことにより、所得の向上や経営の安定を図るとともに、果実等の生産拡大や担い手の確保のみならず、果実等の産地としての発展、ひいては地域全体の活性化を目標とする。

さらには、製造場で行われる収穫体験・ワイン造り体験と、世界文化遺産「原城跡」をはじめとした観光資源を組み合わせたツアーを造成し、観光客の誘客を促進させ、国内観光及びインバウンド消費の創出及び拡大を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 農業振興

ワイン及びリキュール製造の活性化により、農業所得の向上や経営の安定などにつながるほか、耕作放棄地の減少や新規就農者の確保など、農業が抱える課題解決の一助となることを期待できる。

### (2) 観光振興

戦国時代、キリスト教の布教とともに輸入されてきたワインは、本市に伝来したキリシタン文化とも関りが深く古くから親しまれてきた。この歴史的背景と2018年、世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である国指定史跡「原城跡」などの歴史的遺産を生かし、周遊型観光ツアーでの販売機会の創出、今後建設を計画している「南島原市世界遺産センター」での物産展の開催、「自転車・

歩行者専用道路」を活用したイベントでの周知・販売ブースの設置等を行うことで、今後増加が想定される国内外の観光客増加を見込んだ消費拡大・販路拡大が期待される。

(3) 地域ブランド力の向上・地域貢献意欲の醸成

高品質かつ新規性のあるワイン及びリキュール商品の開発により、南島原産ブランドの向上が期待できる。

また、本市のふるさと納税返礼品登録により、当該商品の全国へのPR及び販売が促進されるとともに、本市に対する地域貢献意欲の醸成が期待できる。

【数値目標】

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特産酒類製造免許取得件数 (累計数)	1件 (1件)	1件 (2件)	1件 (3件)
特産酒類製造数量	3k1	6k1	9k1

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

※ 別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物 (みかん、ぽんかん、不知火、はるか、ぶどう、梨、桃、トマト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

南島原市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6キロリットル) が、果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、新たな地域の特産品、地域ブランドの創出とともに、観光振興、農業生産の拡大、地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化に効果が見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。このため本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法及び構造改革特別区域法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。